

生産情報公表牛肉の生産行程についての検査方法

制 定	平成15年10月31日農林水産省告示第1798号
改 正	平成18年 2月28日農林水産省告示第 210号
改 正	平成20年11月11日農林水産省告示第1611号
改 正	平成27年 3月27日農林水産省告示第 714号
最終改正	平成30年 3月29日農林水産省告示第 688号

(適用の範囲)

第1条 この検査方法は、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）第10条第2項の規定による認証を受けた生産行程管理者及び同法第30条第2項の規定による認証を受けた外国生産行程管理者（以下「認証生産行程管理者等」という。）が行う生産情報公表牛肉の生産行程についての検査に適用する。

(生産行程についての検査)

第2条 生産情報公表牛肉の生産行程についての検査は、当該認証生産行程管理者等が牛の個体識別番号等（牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条に規定する個体識別番号又は生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）第6条に規定する個体識別情報をいう。以下同じ。）ごとに、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 当該牛の個体識別番号等ごとの生産行程の管理記録（「出生の年月日」、「雌雄の別」、「管理者の氏名又は名称、住所及び連絡先並びにその管理の開始の年月日」、「牛の飼養のための施設の所在地及び当該飼養施設における飼養の開始の年月日」、「とさつの年月日」、「牛の種別」、「と畜者の氏名又は名称及び連絡先並びに当該牛がとさつされたと畜場の名称及び所在地」、「管理者が給餌した飼料の名称」、並びに「管理者が使用した動物用医薬品の薬効別分類及び名称」についての記録をいう。以下同じ。）の作成及び保管が適正であることの確認
- 二 当該生産行程の管理記録が当該牛の個体識別番号等に係るものであることの確認
- 三 当該牛の個体識別番号等に係る生産の方法が生産情報公表牛肉の日本農林規格（平成15年10月31日農林水産省告示第1794号）第3条及び第5条に規定する生産の方法についての基準に適合するか否かについての当該生産行程の管理記録の調査による確認
- 四 当該生産行程の管理記録が認証生産行程管理者等に正確に伝達されていることの確認

最終改正の改正文（平成30年 3月29日農林水産省告示第688号）抄
平成30年 4月 1日から施行する。